

平成27年度第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 「子ども支援専門部会」次第

平成27年12月15日（木）午後6時～
足立区役所中央館8階 特別会議室

1 子ども支援専門部会長挨拶

2 報告事項

- (1) 第2期次世代育成支援行動計画及び子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの
実績報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料1、1-1、1-2（別冊）]
＜説明：山根 子ども家庭課長＞
- (2) あだちっ子歯科健診における未通園児等の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料2]
＜説明：山根 子ども家庭課長＞
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく指導検査の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料3]
＜説明：山根 子ども家庭課長＞
- (4) 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料4、4-1、4-2（別冊）]
＜説明：松野 待機児ゼロ対策担当課長＞
- (5) 保育士等住居借り上げ支援事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料5]
＜説明：松野 待機児ゼロ対策担当課長＞
- (6) 足立区立西新井保育園の民営化に伴う運営予定事業者の選定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料6、6-1]
＜説明：後藤 子ども・子育て施設課長＞
- (7) 区立保育園及び区立認定こども園における発達支援児の受入れ人数について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料7]
＜説明：後藤 子ども・子育て施設課長＞
- (8) 平成28年4月開設予定の家庭的保育者（保育ママ）の給食提供の延期について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料8]
＜説明：後藤 子ども・子育て施設課長＞
- (9) 平成28年4月開設予定の足立区認定保育ママの決定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料9、9-1]
＜説明：後藤 子ども・子育て施設課長＞
- (10) 未来へつなぐ あだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）案について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料10、10-1]
＜説明：岩松 子どもの貧困対策担当課長＞
- (11) 足立区学童保育室の入室承認基準指数の見直しについて
・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料11、11-1]
＜説明：久米 住区推進課長＞
- (12) 足立区放課後子ども総合プラン（案）の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・[報告資料12]
＜説明：杉岡 教育政策課長＞

↓裏面有↓

2 情報連絡

- (1) 平成28年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について・・・・・・・・・・[情報連絡1]
＜子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課＞
- (2) 足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表の一部改正について（調整指数の加算対象者の変更）
・・・・・・・・・・[情報連絡2、2-1]
＜子ども・子育て支援課＞
- (3) 足立区保育施設等の利用の調整に関する規則の一部改正について（利用調整対象施設の追加）
・・・・・・・・[情報連絡3、3-1]
＜子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課＞
- (4) 保育コンシェルジュについて・・・・・・・・・・[情報連絡4]
＜待機児ゼロ対策担当課、子ども・子育て支援課＞
- (5) 児童虐待防止推進月間の事業実施結果について・・・・・・・・・・[情報連絡5]
＜こども支援担当課＞
- (6) 切れ目のない産前産後支援事業の充実について（あだちスマイルママ&エンジェル
プロジェクト「ASMAP」）・・・・・・・・・・[情報連絡6、6-1]
＜保健予防課、こども支援担当課＞
- (7) 平成26年度「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施状況について・・・・・・・・[情報連絡7]
＜保健予防課＞

平成27年度 第2回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成27年12月15日

件名

第 2 期次世代育成支援行動計画及び子ども施策 3 ヲ年重点プロジェクトの実績報告について

所 管 部 課

子ども家庭部 子ども家庭課

内 容

1 第 2 期あだち次世代育成支援行動計画の事業実績について

第 2 期あだち次世代育成支援行動計画は、平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までの 5 年計画となっているが、平成 2 6 年度における各事業の実績は以下のとおりである。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
あだち次世代育成支援行動計画 (第 1 期)											
あだち次世代育成支援行動計画 (第 2 期)							前期		後期		

(1) 平成 2 6 年度における各施策群別の事業実績と目標達成度
詳細は、別紙、報告資料 1－1 のとおり。

(2) 平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までにおける各施策群別の目標達成度が A となった事業の割合の推移

重 点	法 定	施 策 群	目標達成度が A となった事業の割合 (A＝8 割程度以上、目標を達成)				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 子ども支援							
★	○	1－1 子どもの心身の健やかな育ちを支援します	72%	90%	100%	80%	67%
★	○	1－2 発達支援の必要な子どもの健やかな成長を支援します	86%	66%	73%	57%	62%
★	○	1－3 子どもの確かな学力の定着と向上を図ります	100%	100%	100%	100%	100%
★	○	1－4 遊びや体験活動の場や機会を充実します	89%	75%	70%	84%	84%
	×	1－5 子どもの成長を地域とともに支援します	86%	83%	87%	90%	86%
	○	1－6 青年期の自立を支援します	69%	92%	58%	75%	67%
2 子育て支援							
	○	2－1 子育て相談や情報提供を充実します	100%	100%	100%	100%	71%
	○	2－2 乳幼児の健やかな成長を支援します	84%	58%	80%	100%	90%
	○	2－3 仲間と一緒に楽しく子育てできる機会を充実します	86%	66%	91%	73%	80%
	△	2－4 子育てサービスを充実し経済的負担を軽減します	93%	100%	87%	93%	93%
★	○	2－5 仕事と子育ての両立を支援します	74%	81%	80%	75%	75%
	○	2－6 家庭を支え家庭教育をすすめます	100%	75%	75%	67%	67%
★	○	2－7 養育困難家庭の自立を支援し、子どもを虐待から守ります	100%	64%	70%	70%	56%
	○	2－8 ひとり親家庭の自立を支援します	100%	100%	63%	75%	88%
	○	2－9 子育てにやさしい安全なまちをつくります	95%	95%	100%	95%	100%

(内部評価の実施結果)

2 子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの実績評価について

子ども施策3ヵ年重点プロジェクトは、足立区重点プロジェクト及び第2期あだち次世代育成支援行動計画を踏まえて、特に重点的に推進する事業を定め平成23年度から開始した。子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの実施期間は平成23～25年度であったが、区全体の柱である足立区第二次重点プロジェクトの計画期間（平成23～26年度）に合わせて、1年間延長したところである。

なお、平成26年度における各事業の実績は、以下のとおりである。

(1) 平成26年度における重点目標別の事業実績と目標達成度

詳細は、別紙、報告資料1－2のとおり。

(2) 平成23年度から平成26年度までにおける各施策群別の目標達成度がAとなった事業の割合の推移

	目標達成度がAとなった事業の割合 (A＝8割程度以上、目標を達成)			
	23年度	24年度	25年度	26年度
【重点目標】				
1 就学前からの教育の充実を図り、学力の向上を目指す				
(1) 就学前教育を充実します	100%	100%	100%	100%
(2) 確かな学力の定着を目指します	100%	100%	100%	100%
(3) 家庭教育を推進します	83%	100%	67%	67%
【重点目標】				
2 多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる				
(1) 遊びと実体験の場や機会を充実します	83%	100%	60%	60%
(2) 文化芸術や自然に触れる場を提供します	60%	60%	80%	100%
(3) 社会体験を進めます	67%	100%	83%	100%
【重点目標】				
3 心とからだの健やかな成長を支援する				
(1) 基礎学力の向上を図ります	80%	100%	80%	80%
(2) 子育ての不安を解消します	71%	100%	100%	83%
(3) 発達支援を充実します	80%	83%	83%	83%
(4) 児童虐待を防止します	80%	100%	75%	100%
(5) 不登校、引きこもり対策を推進します。	100%	100%	100%	100%

(内部評価の実施結果)

3 今後の方針について

平成27年3月に策定した「足立区子ども・子育て支援事業計画」については、任意記載事項部分を平成29年3月までに追加で策定予定である。当該事項部分の策定にあたっては、第2期あだち次世代育成支援行動計画及び子ども施策3ヵ年重点プロジェクトにおける成果や課題を分析し、策定内容に反映させていく。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	あだちっ子歯科健診における未通園児等の対応について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	今年度から、あだちっ子歯科健診として、保育園や幼稚園等への通園の有無にかかわらず、4 歳から 6 歳までの幼児を対象に、年 1 回、統一した基準で歯科健診を実施することとした。 このうち、区内の保育園や幼稚園等に通園していない下記の幼児を対象とした歯科健診を、以下のとおり実施する。 なお、区内の保育園や幼稚園等に通園している幼児を対象とした歯科健診は、各園にて実施済である。 1 対象者 4 歳（年少）から 6 歳（年長）までの幼児のうち、区内の保育園・認定こども園・幼稚園・認証保育所のいずれにも通っていない者（※） ※ 対象者の見込数：約 1,500 人 内訳）未通園児 約 900 人 区外通園児 約 600 人 備考：4～6 歳児の全数は 16,649 人 （H27.4.1 現在） 2 実施時期 平成 27 年 12 月 15 日（火）～平成 28 年 1 月 30 日（土） ※休診日は歯科医院によって異なる。 3 実施場所 足立区歯科医師会に所属する歯科医院のうち、6 歳未満の診療を実施している歯科医院（約 220 医院） 4 実施方法 対象者（平成 27 年 12 月 1 日現在の数値にて抽出予定）宛に受診票等を 12 月中旬頃に発送する。対象者が受診を希望する医院に事前予約のうえ、当該医院にて健診を受診する。 なお、実施にあたっては、あだち広報（12 月 10 日号）及び区 HP で周知を行う。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

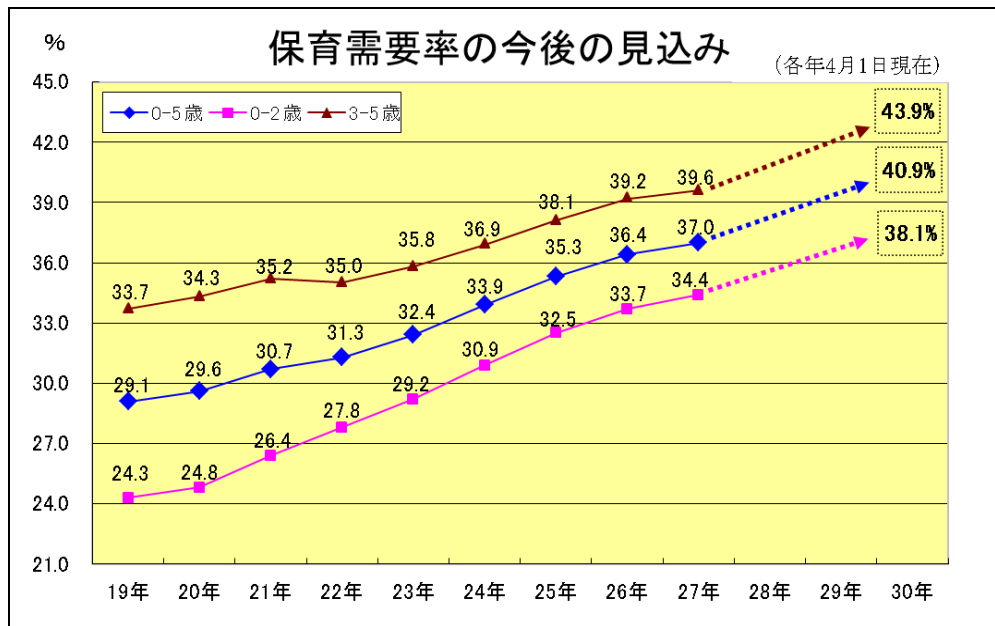
件 名	子ども・子育て支援法に基づく指導検査の実施について
所管部課	子ども家庭部 子ども家庭課、子ども・子育て支援課、 子ども・子育て施設課
内 容	子ども・子育て支援法の施行に伴い、区市町村は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対し、運営状況や教育・保育状況について指導検査を実施することとなった。 ついては、以下のとおり必要な規定等を整備し、平成 28 年度から計画的に指導検査を実施していく。 1 趣旨 施設の設定、職員配置などの認可基準や条例で定める運営基準に基づく指導検査を実施し、必要な助言、勧告又は是正の措置を講ずること等により、適正な運営及び保育の質の確保を図る。 2 策定する実施要綱・基準等 (1) 実施要綱 足立区における指導検査の趣旨・方針、指導検査の種類（一般、特別）、指導検査後の対応（文書通知、公開）、勧告命令等 (2) 指導検査基準 保育施設等における「運営」「教育・保育」「会計」について、適正な運営及び保育の質が確保されるための基準（対象項目、主な視点、評価事項その他必要な事項） (3) 当該年度の実施方針 当該年度において重点的に指導検査を実施する項目、その他指導検査の方針 (4) 当該年度の実施計画 当該年度において実施する対象施設、スケジュール等 3 平成 28 年度対象施設 私立幼稚園（子ども・子育て支援法移行施設） 8 園 私立認定こども園 5 園 私立保育園 54 園 小規模保育事業所 21 施設 家庭的保育事業 173 事業者 ※認証保育所については、足立区認証保育所事業実施要綱に基づき、助言指導及び改善勧告を行う。

	4 結果の公表 指導検査の結果及び改善報告書の概要について、区ホームページに掲載する。 5 実施体制 平成28年度から担当組織をつくり、計画的に実施する。 6 課題と対策 (1) 区職員の知識とスキルの習得 当面は、東京都が実施する認可保育所に対する指導検査に合わせて、区が子ども・子育て支援法に基づく指導検査を合同で行うことで、区職員の知識とスキルの習得を図る。 (2) 会計検査における専門的な視点 専門非常勤の雇用、会計事務所への業務委託等を検討していく。 7 今後の予定 平成27年12月 実施要綱、指導基準、実施方針策定 平成28年1月～2月 実施計画作成、事業者説明 平成28年7月 指導検査開始
--	--

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																																																				
所管部課	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課																																																				
内容	平成26年8月に改訂版を策定した「足立区待機児童解消アクション・プラン」について、本年4月の各地域における待機児童の状況や保育需要等の分析結果をもとに改定したので報告する。(別添、報告資料4-1、4-2参照) 1 解決すべき課題 分析の結果、次の課題が明らかとなった。 (1) フルタイム就労世帯の待機児童は、前年比46名増の93名となり、依然解消していない。 (2) 大規模開発や沿線開発などで住環境整備が進む地域では、就学前人口の増減に関わらず、共働き世帯の増加により保育需要が伸びる傾向にある。 (3) 大規模開発や沿線開発が進む地域への保育施設整備が後追いとなっている。 (4) 保育施設を整備したい地域に、適した土地や建物が無いなど、物件の確保が難しい。 2 保育需要の動向 保育需要は、対象年齢人口の増減にかかわらず増加傾向にあり、これまでの推移から、平成30年4月の保育需要率は、0歳から5歳児全体で40.9%程度まで増加していくと見込まれる。 保育需要率の今後の見込み (各年4月1日現在) <table><thead><tr><th>年齢</th><th>19年</th><th>20年</th><th>21年</th><th>22年</th><th>23年</th><th>24年</th><th>25年</th><th>26年</th><th>27年</th><th>28年</th><th>29年</th><th>30年</th></tr></thead><tbody><tr><td>0-5 歳</td><td>29.1</td><td>29.6</td><td>30.7</td><td>31.3</td><td>32.4</td><td>33.9</td><td>35.3</td><td>36.4</td><td>37.0</td><td>38.1</td><td>39.2</td><td>40.9</td></tr><tr><td>0-2 歳</td><td>24.3</td><td>24.8</td><td>26.4</td><td>27.8</td><td>29.2</td><td>30.9</td><td>32.5</td><td>33.7</td><td>34.4</td><td>35.3</td><td>36.2</td><td>38.1</td></tr><tr><td>3-5 歳</td><td>33.7</td><td>34.3</td><td>35.2</td><td>35.0</td><td>35.8</td><td>36.9</td><td>38.1</td><td>39.2</td><td>39.6</td><td>40.5</td><td>41.4</td><td>43.9</td></tr></tbody></table>	年齢	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	0-5 歳	29.1	29.6	30.7	31.3	32.4	33.9	35.3	36.4	37.0	38.1	39.2	40.9	0-2 歳	24.3	24.8	26.4	27.8	29.2	30.9	32.5	33.7	34.4	35.3	36.2	38.1	3-5 歳	33.7	34.3	35.2	35.0	35.8	36.9	38.1	39.2	39.6	40.5	41.4	43.9
年齢	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年																																									
0-5 歳	29.1	29.6	30.7	31.3	32.4	33.9	35.3	36.4	37.0	38.1	39.2	40.9																																									
0-2 歳	24.3	24.8	26.4	27.8	29.2	30.9	32.5	33.7	34.4	35.3	36.2	38.1																																									
3-5 歳	33.7	34.3	35.2	35.0	35.8	36.9	38.1	39.2	39.6	40.5	41.4	43.9																																									

3 施設整備等の基本的な考え方

各地域における待機児童や保育需要の状況に応じて、概ね以下の考え方にに基づき、施設整備等を検討した。

地域におけ保育需要の状況	保育施設（種類）
大規模開発、沿線開発等により全年齢にわたり相当多数の保育需要が集中している地域	認可保育所
待機児童の状況などら、相当数低年齢児の保育需要が見込まれる地域	東京都認証保育所
待機児童の状況などから、低年齢児のまとまった保育需要が見込まれる地域	小規模保育
区内全で年児の待機児童が生していることから、区内全域を対象とする。	家庭的保育

4 年度別整備計画

平成27年度以降の施設整備等については、各地域における保育需要等の分析結果をもとに、平成27～29年度の3年間で1463名の保育定員を増加する計画とした。認可保育所、東京都認証保育所及び小規模保育の設置、家庭的保育の増員を図り、区全体でバランスのよい施設整備を進め、平成30年4月の待機児童ゼロを目指していく。

- ◆保育施設の新規整備による定員増（1235名）
- ◆家庭的保育者の養成による定員増（90名）
- ◆既存施設の増改築等による定員増（138名見込み）

（1）施設整備に伴う定員数の推移

年齢区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度当初	
	4/1現在定員数合計（人）	定員整備等による増数（人）	4/1現在定員数合計（人）	定員整備等による増数（人）	4/1現在定員数合計（人）	定員整備予定数（人）	定員整備予定数（人）	定員整備予定数（人）	4/1現在定員数合計（人）	H27度～H29度定員整備予定数合計（人）
0～5歳	11,832	348（－）	12,180	429（558）	12,609	613（200）	425（0）	425（0）	14,072	1,463（200）
0～2歳	5,437	131（－）	5,568	247（294）	5,815	307（110）	215（0）	215（0）	6,552	737（110）
3～5歳	6,395	217（－）	6,612	182（264）	6,794	306（90）	210（0）	210（0）	7,520	726（90）

※（－）は、昨年度のアクションプラン整備予定定員数を表示。

（2）施設種別ごとの年度別整備計画

	平成27年4月1日現在				整備内容		平成30年度当初	
	年齢区分	施設数	定員数（人）	内 容	整備定員数（人）	内 容	施設数	定員数合計（人）
認可保育所	0～5歳	95所	9,593	・公立：47園 （公設民営11園） ・私立：48園	1,141	H27年度 ・新規5所 ・改修等	108所	10,734
	0～2歳		3,529		450	H28年度 ・新規4所		3,979
	3～5歳		6,064		691	H29年度 ・新規4所		6,755
（公立） 認定こども園	0～5歳	3園	270	・幼保連携型：2園 ・保育所型：1園 ※定員数は長時間	0		3園	270
	0～2歳		84		0	———		84
	3～5歳		186		0			186

		平成27年4月1日現在			整備内容		平成30年度当初	
		年齢 区分	施設 数	定員数 (人)	内 容	整備 定員数 (人)	内 容	施設 数
(私立) 認定こども園	0～5歳	5園	383	・幼稚園型:4園 ・地方裁量型:1園 ※定員数は長時間	4	H27年度 ・定員変更	5園	387
	0～2歳		112		-3			109
	3～5歳		271		7			278
小規模保育	0～5歳	21 施設	373	・21施設	90	H27年度 ・新規2施設 H28年度 ・新規2施設 H29年度 ・新規2施設	27 施設	463
	0～2歳		373		90			463
	3～5歳		0		0			0
家庭的保育	0～5歳	169 施設	503	・169施設	90	H27年度 ・15人養成 H28年度 ・15人養成 H29年度 ・15人養成	192 施設	593
	0～2歳		503		90			593
	3～5歳		0		0			0
区独自の 公設保育園	0～5歳	3園	139	・3園	10	H27年度 ・定員変更	3園	149
	0～2歳		48		0			48
	3～5歳		91		10			101
東京都 認証保育所	0～5歳	43所	1, 248	・A型(駅前基本 型):28所 ・B型(小規模型): 15所	128	H27年度 ・新規1所 ・改修等 H28年度 ・新規1所 H29年度 ・新規1所	46所	1, 376
	0～2歳		1, 066		97			1, 163
	3～5歳		182		31			213
子育て応援隊	0～5歳		100	NPO法人	0	————		100
	0～2歳		100		0			100
	3～5歳		0		0			0

5 施設整備以外の待機児童対策の取り組み

(1) 保育コンシェルジュの設置

利用者の状況にあった保育施設の案内や、SNS等を活用した保育施設のPR活動を実施する。

(2) 保育士確保方策の支援

区内の保育施設養成校やハローワークと連携し、潜在保育士向けのセミナーや、新卒保育士向けの保育士就職相談会などを実施する。

(3) 認証保育所の認可化移行支援

待機児童が多い地域で、0～2歳児の定員を増員しつつ、5歳児までの持ち上がりが可能な定員設定を行える認証保育所について、認可保育所への移行支援を実施する。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	保育士等住居借り上げ支援事業の実施について
所 管 部 課	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課、子ども・子育て施設課
内 容	保育士等住居借り上げ支援事業の実施について次のとおり報告する。 1 目的 保育士等の住居の借り上げを行う保育事業者に対して、保育人材の確保・定着及び離職防止の観点から費用の一部の補助を行うことにより、勤務年数の少ない保育士等の家賃を区が間接的に負担し、保育士等の不足解消の一助とするため。 2 背景 (1) 都内の保育士の有効求人倍率 5.44 倍(27 年 9 月現在) 参考：都内の有効求人倍率は 1.83 倍 (2) 他区の実施状況 5 区(新宿区、墨田区、大田区、世田谷区、江戸川区) 13 区が平成 28 年 4 月までの実施を検討 3 補助事業の概要 (1) 補助対象 保育士等の住居借り上げを行う保育事業者 (2) 対象職員 保育士・看護師(共に採用後 5 年未満の常勤) (3) 対象施設 130 施設 認可保育所(私立、公設民営)、私立認定こども園、認証保育所、小規模保育施設、公設民営認可外保育施設 (4) 適用開始 平成 28 年 1 月 (5) 補助内容 保育事業者が住居の借り上げに要した費用(上限一戸あたり月 82,000 円)の 8 分の 7 補助 (6) 対象者予定数 120 名 4 制度のイメージ

5 予算措置

1 2月補正にて予算計上。

(1) 補正予算額 25,830千円

(2) 特定財源 10,332千円 (都補助金)

(3) 一般財源 15,498千円

※ 国補助金は追加協議未定のため都補助金のみ計上。

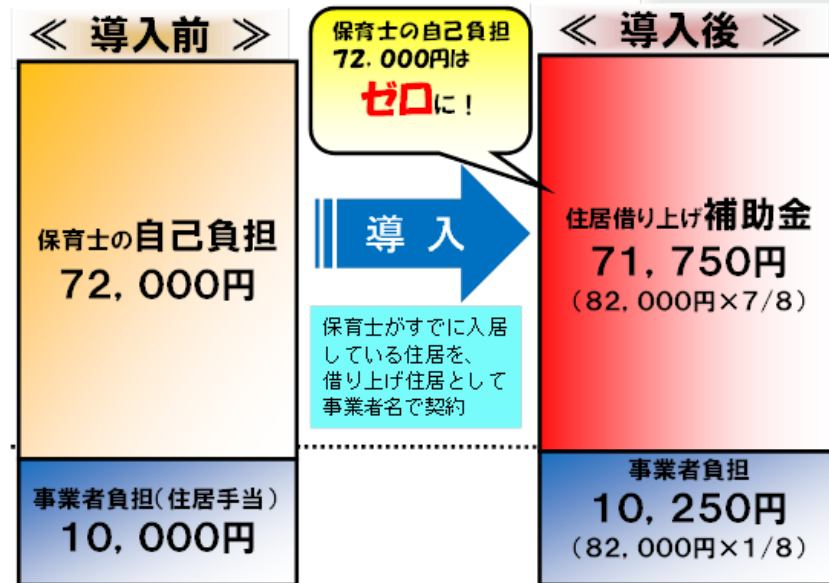
国補助金申請が可となれば、一般財源は3,690千円となる見込み。

6 導入例

- ◆ 入居中の住宅家賃: 月額82,000円
- ◆ 導入前の住居手当: 月額10,000円
- ◆ 導入後の自己負担: なし

現 状

区内の私立保育施設の
約5割に10,000円以上
の住居手当の制度あり



※ 事業者が保育士等に本人負担を求める場合は、同額が補助対象額（上の例だと82,000円）から除かれる。

※ 事業者はいったん家賃を全額負担し、補助金は実績に応じて支払う。

7 今後の方針

- (1) 保育士確保策として本事業を積極的に活用されるように、事業者への周知を徹底していく。
- (2) 国・都の補助制度を活用した保育士等の処遇改善も引き続き行っていく。
- (3) 区内大学と連携した学生向け就職相談会や、ハローワーク足立と連携した潜在保育士向けの再就職セミナー等により、保育人材の区内就職に結び付けていく。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	足立区立西新井保育園の民営化に伴う運営予定事業者の選定について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を開催し、平成 29 年 4 月に民営化する区立西新井保育園の運営予定事業者を、以下のとおり選定したため報告する。 1 選定審査会開催日時 (1) 第一次審査（書類審査）8 月 28 日 (2) 第二次審査（プレゼンテーション・園長ヒアリング）9 月 14 日 2 区立西新井保育園の運営予定事業者選定について (1) 第一次審査対象事業者 6 事業者 *上位 3 事業者を第二次審査の対象とする。 (2) 第二次審査プレゼンテーション参加 3 事業者 (3) 運営予定事業者 名 称：「社会福祉法人 つぼみ会」 所 在 地：埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目 9 番 19 現在運営施設：大宮つぼみ保育園（さいたま市） もとの木保育園（さいたま市） 東田端保育園（北区） 民営化の手法：建物無償譲渡、土地無償貸付による完全民営化 審 査 結 果：別紙、報告資料 6-1 のとおり 3 今後のスケジュール予定 平成 27 年 12 月 事業者・保育園・主管課による 3 者打合せ会 平成 28 年 2 月 事業者による第一回民営化保護者説明会 " 3 月 引継ぎ協定締結 " 4 月 引継ぎ保育開始 " 6 月 事業者による第二回民営化保護者説明会 " 11 月 事業者による第三回民営化保護者説明会 平成 29 年 1 月 引継ぎのための合同保育開始 " 2 月 新旧職員による保護者会・個人面談実施 事業者による第四回民営化保護者説明会 " 3 月 基本協定締結 引継ぎ終了 平成 29 年 4 月 私立保育園として開園

	4 今後の方針 今後、運営予定事業者と子ども・子育て施設課において基本協定締結の準備を進め、平成29年3月に基本協定を締結する予定である。
--	---

西新井保育園運営事業者審査結果表（第二次審査会対象事業者）

報告資料 6 - 1

* 第一次審査会 H27.8.28

* 第二次審査会 H27.9.14

		第一次審査会（書類審査等）							第二次審査会（プレゼンテーション等）									総 合 得 点				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	第一次審査会得点	第二次審査会得点	総合得点	得点率％
評価項目		事業計画・保育園運営	保育サービス	職員管理	危機管理	園児の健康管理	経営の安定性	区内事業者への割合加	ワークライフバランス割合加	施設運営の取り組み	保育・教育の取り組みの考え方	園長予定者ヒアリング・園長の適性	地域との交流	利用者の利便性	人材育成・職員の管理	施設の管理運営体制	運営の安定性	既存園の実地調査				
	満 点	960	400	560	720	560	800			700	1,400	1,400	700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	4,000	11,200	15,200	100％
1	つぼみ会	739	322	447	560	446	800	0	0	600	1,195	1,076	585	1,095	1,115	1,085	1,280	1,054	3,314	9,085	12,399	81.57％
2	A	669	294	400	544	404	704	0	62	525	1,075	1,065	545	1,100	1,120	1,005	1,225	896	3,077	8,556	11,633	76.53％
3	B	719	311	412	559	427	592	0	0	535	1,085	1,075	510	1,073	1,040	1,020	1,055	785	3,020	8,178	11,198	73.67％

* 得点率は小数点第3位を四捨五

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	区立保育園及び区立認定こども園における発達支援児の受入れ人数について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども・子育て施設課 こども支援センターげんき
内 容	区立保育園及び区立認定こども園における発達支援児の受入れ人数について、次のとおり変更する。 1 変更内容 区立保育園及び区立認定こども園における発達支援児の入所については、足立区立保育園等発達支援児保育実施要綱に基づき、「区立保育園は、1 園 3 名以内」「区立認定こども園は、1 ～ 3 歳児は 2 名以内、4 ～ 5 歳児は各 2 名以内」としているが、この受け入れ人数枠を撤廃する。 2 実施年月日 平成 28 年 4 月 1 日入所受付分から 3 変更理由 発達支援児であることによって保育所入所の条件が不利になることがないようにするため。 4 課題 (1) 受け入れ人数増に伴う保育士等の配置基準の見直し (2) 一部の園、クラスに発達支援児が集中した場合の対応 (3) 保育士等の発達支援児への対応スキルのさらなる向上 5 今後の方針 発達支援児の保育環境の充実を図り、園運営に支障のないように対応していく。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	平成 28 年 4 月開設予定の家庭的保育者（保育ママ）の給食提供の延期について
所管部課	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	平成 28 年 4 月開設予定の家庭的保育者（以下「新規保育ママ」という）の給食提供の延期について、以下のとおり報告する。 1 保育ママの給食提供の原則 平成 28 年度から、保育ママが新規開設する場合には、原則として児童福祉法の認可基準に定める施設内調理による給食提供が必須条件となる。 ただし、開設中の保育ママについては、経過措置として、平成 31 年度末までに給食提供を行うこととなっている。 2 給食提供実施の時期 新規保育ママの給食提供を 1 年延期し、平成 29 年度から実施することとする。 3 給食提供延期の理由 （1）子ども家庭部では、本年 7 月から、給食提供の実施に向け、衛生管理やアレルギー対策の基準づくり、食事提供方法等について具体的に検討を始めた。 （2）給食提供は子どもの健康と生命にかかる重要な事業であることから、その実施に向けては慎重かつ丁寧な対応が必要である。そのため、開設中の保育ママによるモデル事業を実施し、給食提供の安全性を検証することとした。 （3）平成 28 年 4 月の実施はスケジュール的に困難であると判断し、給食提供の開始時期を 1 年延期することとした。 4 平成 28 年 4 月開設の保育ママの位置付け （1）新規保育ママの給食提供が延期される場合、区の認可ができないため、特例として、開設中の保育ママの保育や設備基準と同じ条件かつ同じ利用方法による「足立区認定保育ママ」に位置付ける。 （2）運営費や保育料等の取扱いについては、開設中の保育ママと同じ条件とする。 （3）開設中の保育ママについては、平成 31 年度までに準備が整った保育ママから順次、給食提供を開始する。

5 延期に伴う経費について

新規保育ママを区認定とした場合、国と東京都の負担金なくなり、東京都の一部補助のみとなる。そのため、下表のA：区認定（給食なし）とB：区認可（給食有）の差額、年間約3,000万円が新たな負担となる。

【利用児童28名（保育ママ14名・定員各2名）で積算】

	A：区認定・給食なし (都補助のみ)	B：区認可・給食有 (国・都負担有)
運営費（公定価格— 利用者負担額）	52,928 千円	63,248 千円
都補助／都負担	5,266 千円	15,076 千円
国負担	0 円	30,152 千円
区負担	47,662 千円	18,020 千円

差額 29,642 千円

6 今後の方針

平成29年度実施に向けた具体的で詳細な事業計画、スケジュールを策定する。

また、給食提供のモデル事業や本格的な実施に向け、開設予定者や開設中の保育ママへの説明、保護者への説明を丁寧に行っていく。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	平成 28 年 4 月開設予定の足立区認定保育ママの決定について
所管部課	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	平成 28 年 4 月開設予定の足立区認定保育ママ（以下「新規保育ママ」という）について以下のとおり決定したので報告する。 1 平成 28 年度新規保育ママの決定について 平成 27 年 11 月 6 日開催の「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」（以下「審査会」という）において、新規保育ママの認定候補者を選定し、これに基づき別紙、報告資料 9－1 のとおり、平成 28 年 4 月開設予定事業者として決定した。 2 審査会における選定方法について 給食提供を除く施設基準を満たし、かつ認定試験、保育所等での実習評価等による書類審査、及び審査会における申請者ヒアリングにより、各項目が概ね 7 割以上の得点を得た者を、新規保育ママとした。 なお、平成 29 年度からは、給食提供が認可の条件となる。 3 平成 28 年度保育施設の利用申込に向け、新規保育ママについて「保育施設利用申込案内」への名簿の挟み込み、区ホームページへの掲載、保育コンシェルジュによる説明等により周知を図っていく。

平成 2 8 年 4 月開設予定保育ママ

NO	氏 名	開設場所
1	石井 明子	興野一丁目
2	太田 佐知子	花畑三丁目
3	小川 奈津江	加賀二丁目
4	久保田 直美	千住仲町
5	小暮 知子	鹿浜六丁目
6	小林 春香	保木間一丁目
7	齋藤 江利子	東綾瀬五丁目
8	斉藤 泰江	江北三丁目
9	佐藤 志信	南花畑二丁目
1 0	鈴木 幸子	綾瀬七丁目
1 1	鈴木 晴美	江北七丁目
1 2	富田 恵子	保木間一丁目
1 3	松本 洋好	千住曙町
1 4	山岸 香織	古千谷本町一丁目

平成27年度 第2回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成27年12月15日

件名	未来へつなぐ あだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）案について
所管部課	政策経営部 子どもの貧困対策担当課
内容	足立区では、平成27年度を「子どもの貧困対策元年」と位置付け、庁内の対策本部及び学識経験者を加えた検討会議において、様々な視点から子どもの貧困対策を検討してきた。このたび、子どもの貧困対策約80項目を盛り込んだ「未来へつなぐ あだちプロジェクト」（足立区子どもの貧困対策実施計画）案がまとまったので、報告する。 1 計画の概要 （1）基本理念 「全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指す」など （2）取組み姿勢 全庁的な取組み、早期かつきめ細やかな施策の実施、リスクの高い家庭への支援、NPO等との連携 など （3）子どもの貧困対策に関する指標 全国学力・学習状況調査の平均正答率、高校の中途退学者数・進路未決定者数、むし歯罹患率、児童扶養手当受給のひとり親の就業率など24の指標 （4）3つの柱立て 「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」 ※ 計画の概要は、別紙、報告資料10－1を参照。 2 パブリックコメント実施結果 （1）実施期間：平成27年10月30日から11月30日 （2）実施結果：4名、1団体から、20件の意見が寄せられた。 （3）意見の内訳 ① 理念・取組み姿勢に関すること（2件） ② 施策に関すること（6件） ③ 具体的な事業に関すること（12件） （4）主な意見の要旨 ① 貧困の定義は「収入」なのか、子どもの生活や学習に問題がない場合は対象外なのかがわからない。 ②取組み姿勢に「予防・連鎖を断つ」を主眼に置くとあるが、「救う」を加えることを要望する。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">③ 主要事業に「食事の提供」を加えることを要望する。④ 子どもから高齢者まで誰もが交わりあえる社会となる施策の展開が必要ではないか。⑤ 「つなぐ」シートを活用した相談窓口の相互連携は、全庁的な連携体制を整えて相談者の期待に応えてほしい。 |
|--|--|

3 今後の予定

- (1) 平成28年1月下旬 子どもの貧困対策実施計画決定
- (2) 年度末までに評価の仕組みづくりを検討・構築

未来へつなぐ あだちプロジェクト

足立区子どもの貧困対策実施計画（案）（平成27年度～平成31年度）

＜概要版＞

1 平成27年度は「子どもの貧困対策元年」

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を4つのボトルネック的課題（＝克服しない限り区内外から正当な評価が得られない根本的課題）と位置づけ、取組みを進めてきました。特に貧困については、親・子・孫と世代が変わっても、その状態から脱することができない「貧困の連鎖」が、より根深い問題であると認識し解決に努めてきましたが、全庁的な取組みには至っていませんでした。

そのような中、国は平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行。8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策に取組む姿勢を示しました。これを契機に当区でも平成26年8月に「子どもの貧困対策本部」を設置し、平成27年度には子どもの貧困対策に関する6つの新規事業と3つの拡充事業を実施するとともに、平成27年9月までに子どもの貧困対策についての実施計画を策定するなど、本格的な取組みに着手しました。

2 基本理念と姿勢

基本理念

- (1) 全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指します。
- (2) 次代の担い手である子どもたちが「生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指します。
- (3) 子どもの貧困を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けて取り組んでいきます。

7つの 取組み姿勢

(4) 学校をプラットフォームに
対策に取り組む民間・NPO・地域等に対し様々な支援を行うとともに、横断的連携が図れるよう進めます。

(1) 全庁的な取組み
横断的・総合的に施策を推進し、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐ環境整備を進めます。

(5) リスクの高い家庭への支援
あらゆる機会を捉えて政策や予算の要望、連携の強化を求めています。

(2) 予防・連鎖を断つ
特に「予防する・連鎖を断つ」に主眼を置いて、真に必要な施策に集中的・重点的に取り組めます。

(6) NPO等との連携
子どもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進していきます。

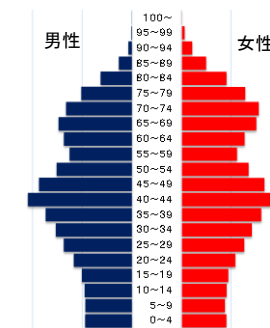
(3) 早期かつきめ細やかな施策の実施
実態把握に努め、施策を必要とする家庭や子どもが確実に利用できるように進めます。

(7) 国、都等への働きかけ
子どもの健全な成育環境を担保するため、リスクの高い家庭への重点支援を行います。

3 足立区の子どもを取り巻く現状

① 足立区の人口推計 （高齢化・年齢別人口の推計）

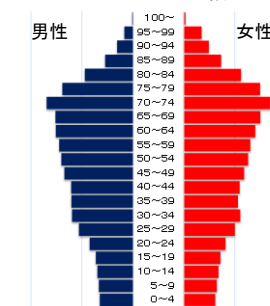
平成27年の人口構成



少子高齢化が今後も加速し続け、社会保障制度は「騎馬戦型」から「肩車型」へと変化する人口構成が予想されています。

総人口 674,111 人

平成57年の人口構成

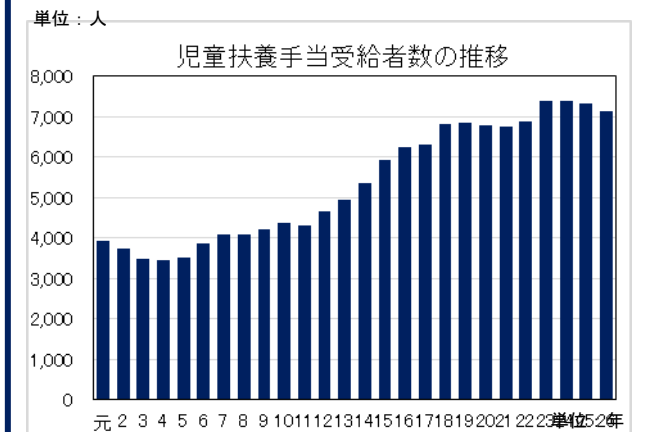


総人口 616,521 人

30年で約1割減

② 児童扶養手当受給者数

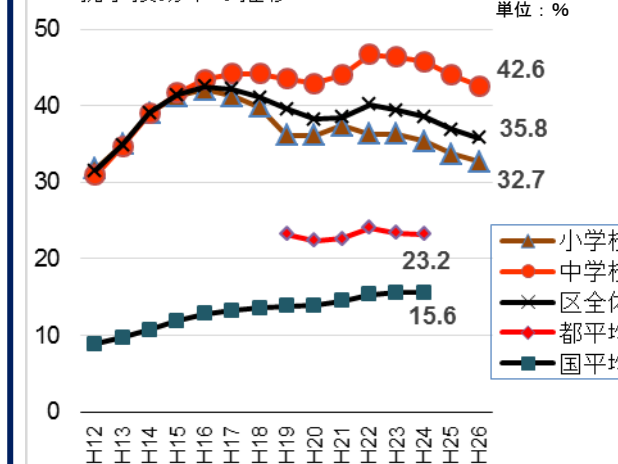
区内の児童扶養手当受給者数（世帯）は、20年前（平成6年）に比べ1.8倍に増加しています（平成6年：3,860人、平成26年：7,133人）。



※児童扶養手当：離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障がいの程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に支給される手当でH22年8月父子家庭にも支給対象が拡大

③ 就学援助率 （学用品代や給食費等の援助制度）

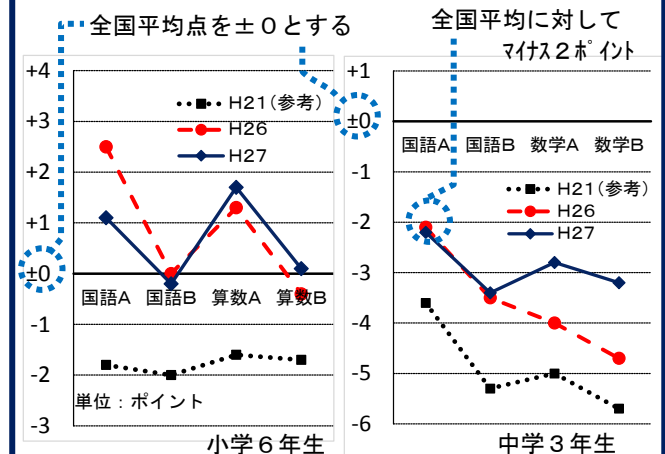
就学援助率の推移



区内の就学援助率は、小・中学校ともに国や都の平均値を大きく上回っており、小・中学校全体の平均は国平均の2.5倍となっています。

※国平均及び都平均（H19以降）は文部科学省よりデータ提供（H24まで）

④ 全国学力・学習状況調査での 足立区の平均正答率と全国平均との差



小学校は、平成26年度に初めて区平均が全国平均を上回り、平成27年度には4教科中3教科で全国平均を上回りました。中学校は、全教科で全国平均を下回っていますが、4教科中3教科で全国平均との差を少しずつ縮めています。

※実施計画には、上記のほか「18歳未満の人口と18歳未満の生活保護受給者数」「基礎学力を身につけている児童の割合等」「区立小・中学校の不登校児童・生徒数」「区内都立高校中途退学者数とその内訳」「早期（満37週未満）に産まれた子どもの割合」「区内の児童虐待相談件数」「歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合」「歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合」を基礎データとして掲載しています。

（グラフは一部変更して掲載しています）

4 施策の柱立てと指標

① 施策の3本の柱立て ～「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」～

貧困の連鎖を断ち切るためには、世帯の所得や家庭環境に関わらず、自分の将来を切り拓くための「生き抜く力」を身につけることが重要です。

足立区は、「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」の3つの柱立てをして、具体的な事業展開を進めていきます。

② 柱立てと施策

柱立て1 教育・学び	学校を「プラットフォーム」と位置付け、教育による学力の定着、相談体制や関係機関との連携を含めた学びの環境整備、居場所の確保を図ることで、総合的な子どもの貧困対策を進めていきます。
---------------	---

NO	施策の考え方	代表的な事業
施策1	★学力・体験支援 全ての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組みを進めるとともに、自然や地域文化に親しむ体験活動や異世代交流を通じて、学びの意欲向上を図ります。	■ 基礎的・基本的な学力の定着に向けた事業 ■ 学力向上のための講師配置事業 ■ 足立はばたき塾、土曜塾 ■ 大学連携による体験事業
施策2	★学びの環境支援 全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校をプラットフォームとした相談体制の充実や関係機関との連携により支援強化を図るとともに、就学援助等による就学支援、奨学金等による高校進学支援など、学びの環境を整えていきます。	■ 教育相談事業 ■ スクール・ソーシャル・ワーカー活用事業 ■ 適応指導教室（チャレンジ学級） ■ 育英資金貸付事業
施策3	★子どもの居場所づくり 学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、家庭での学習が困難な子どもたちに学習の場所を提供します。また、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが放課後等に安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。	■ 居場所を兼ねた学習支援 ■ 区施設等を利用した子どもの居場所づくり ■ 放課後子ども教室推進事業
施策4	★キャリア形成支援 社会人・職業人への円滑な移行のために、高校生のキャリア教育を促進します。また、高校の中途退学を防止するために東京都との連携を強化し、情報交換等を行うとともに、中途退学者が無業者やフリーター等にならず、自立した生活を送ることができるよう、学び直しや就労等の支援機関を案内します。	■ 高校生キャリア教育 ■ 高校中途退学予防（東京都教育委員会との連携強化） ■ 高校中途退学者・卒業後進路未決定者向け支援案内の配布

柱立て2 健康・生活	子どもの貧困の「シグナル」を早期に発見し、適切な支援を行うため、妊娠から切れ目なく対策を実施していきます。また、貧困のリスクとなる健康格差について、必要な是正を図るとともに、子育て世帯の保護者や高校中途退学者などの若者が孤立せず、社会的に自立できるよう支援していきます。
---------------	---

NO	施策の考え方	代表的な事業
施策1	★親子に対する養育支援 子育て世帯が孤立することなく子どもを養育できるよう、妊娠届け時から支援を要する世帯を把握し、関係機関と連携して効果的な対策を実施します。また、親子のふれあいを深める事業などのソフト面だけでなく、保育施設整備などのハード面についても親子を支援していきます。	■ 妊産婦支援の充実 A-SMAP ■ こんにちは赤ちゃん訪問 ■ あだち・ほっとほーむ事業 ■ 児童虐待防止啓発事業 ■ あだちはじめてえほん ■ 保育施設整備事業

施策2	★幼児に対する発育支援 就学前は、子どもの健やかな発育の基盤となる時期です。円滑に小学校教育に移行できるよう就学前教育の充実を図っていきます。また、食や生活の正しい習慣の定着と総合的な発達課題の早期発見と適切な対応を図ります。	■ 歯科健診の強化（4歳から中学3年生まで） ■ 5歳児プログラム ■ 食育の推進事業 ■ そだちチューター
施策3	★若年者に対する生活支援 学校との関係が希薄となった高校中途退学者、高校を卒業したものの無業や不安定就労にある者、青年期・成人期の発達障がい者などの若年者に対し、学び直しや就労を支援することで、社会的な自立を促します。	■ あだち若者サポートステーション ■ セーフティネットあだち ■ 発達障がい青年期・成人期支援（区内大学連携）
施策4	★保護者に対する生活支援 保護者に対し、生活状況に応じた給付事業などの支援を行うとともに、社会的孤立等に陥らないよう、「つなぐ」シートを活用する等により相談機能の連携を強化していきます。特に、貧困率が50%を超えるとされるひとり親家庭に対しては、専門的技能の修得により正規雇用につなげる支援や精神的負担を軽減するための居場所づくりなど重点的に取り組みます。	■ ひとり親家庭に対する就業支援 ■ ひとり親家庭の交流支援 ■ 生活保護費給付事業 ■ 各種医療助成事業 ■ 発達障がい児・者のペアレントメンター育成事業

柱立て3 推進体制の構築	★「つなぐ」シートの活用により、相談機能の連携強化を推進します。 ★家庭の生活実態を継続調査により把握し、対策の効果を分析しながら、本計画の見直しに生かしていきます。 ★他自治体との連携を進め、国・都への要望や依頼を積極的に行います。 ★職員をはじめ、地域やNPO、民間企業などに啓発事業を実施し、子どもの貧困対策の担い手の育成を図りつつ、一体となって取り組んでいきます。 ★子どもの貧困対策に貢献したいと考えている企業と、現場で活動をしているNPO団体等とのマッチングを積極的に行うことで、連携体制の構築や強化を図り、より効果的で相乗効果を生むような支援をしていきます。
-----------------	---

③ 子どもの貧困に関する指標

本実施計画では、計画の実効性を担保するため、子どもの貧困に関する24の指標を設定し、その数値変化を確認することで、状況を把握するとともに、施策の実施状況や効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図っていきます。

主な指標	★「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率 ★区立中学校の高校進学率及び進路内訳（全日制、定時制、通信制等の進学率） ★区内都立高校の中途退学者数（率）（全日制、定時制） ★養育困難世帯の発生率・解決率 ★歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合 ★ひとり親に対する就業支援事業による就業率及び正規雇用率 など
------	--

未来へつなぐ あだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）

平成27年 ★★月発行

発行 足立区 編集 足立区 子どもの貧困対策担当部

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5717（直通）

FAX 03-3880-5610

E-mail k-hinkon@city.adachi.tokyo.jp

詳しくは、区ホームページから
実施計画（案）をご覧ください。



検索

未来へつなぐあだちプロジェクト

平成 2 7 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

件 名	足立区学童保育室の入室承認基準指数の見直しについて																
所 管 部 課	地域のちから推進部 住区推進課																
内 容	下記のとおり、足立区立学童保育室入室承認基準指数の補正指数を一部改正し、平成 2 8 年 4 月入室児童より適用する。 平成 2 8 年度入室申請受付 平成 2 7 年 1 1 月 9 日から 1 2 月 4 日 1 入室承認基準の補正指数の改正内容 (1) ひとり親家庭への加点を 1 点から 3 点に上げる。 ひとり親家庭の収入を増やすために、就労時間を延ばせるように支援する。子育てや家事を単独でしなくてはならず、共働き家庭より負担が大きい。ワンランク上の就労時間の共働き家庭と同じ指数に補正し学童保育室に入室しやすくする。 足立区立学童保育室入室承認基準指数一覧（抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">父母の就労形態などの状態</th><th rowspan="2">基準 指数</th><th rowspan="2">基準 番号</th></tr> <tr> <th>1 日の勤務時間</th><th>午後 1 時～午後 5 時の時間帯 における一週間の就労合計時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5 日勤務)</td><td>18 時間以上</td><td>2 0</td><td>1-1</td></tr> <tr> <td>7 時間 30 分以上</td><td>15 時間以上 18 時間未満</td><td>1 7</td><td>1-2</td></tr> </tbody> </table> *例えば、基準番号 1-2（1 7 点）のひとり親家庭の方に補正指数 3 点加わると、1-1（2 0 点）の共働き家庭と同点になる。 (2) 2 年生への加点を 9 点から 1 0 点に上げる。 現状では 1 年生は最優先して承認している。2 年生は 1 年生から進級したばかりで生活年齢としても支援の必要性が高いので、1 年生と同じ加点に変更する。 なお、改正を本年 4 月の入室基準に適用すると、4 月の 2 年生の待機児童は 3 9 人から 2 4 人に減らすことができる。 2 新旧対照表 別紙、報告資料 1 1-1 のとおり			父母の就労形態などの状態		基準 指数	基準 番号	1 日の勤務時間	午後 1 時～午後 5 時の時間帯 における一週間の就労合計時間	(5 日勤務)	18 時間以上	2 0	1-1	7 時間 30 分以上	15 時間以上 18 時間未満	1 7	1-2
父母の就労形態などの状態		基準 指数	基準 番号														
1 日の勤務時間	午後 1 時～午後 5 時の時間帯 における一週間の就労合計時間																
(5 日勤務)	18 時間以上	2 0	1-1														
7 時間 30 分以上	15 時間以上 18 時間未満	1 7	1-2														

足立区立学童保育室入室承認基準指数一覧 新旧対照表

改正前				改正後				理由
2 補正指数				2 補正指数				ひとり親世帯の補正指数が低かったため、ひとり親世帯への支援をするため補正指数を上げる。
補 ①	父母の状況	ひとり親世帯・ 両親不在	+ 1	補 ①	父母の状況	ひとり親世帯・ 両親不在	+ 3	
補 ②	学年補正	2 年生	+ 9	補 ②	学年補正	2 年生	+ 1 0	1 年生は基準指数 1 2 点以上は優先して承認としているが、2 年生は補正 + 9 点で不承認もあった。2 年生は 1 年生から進級したばかりで、生活能力がまだ低いので優先度を高める。

平成 2 7 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

件 名	足立区放課後子ども総合プラン（案）の策定について
所 管 部 課	学校教育部 教育政策課、地域のちから推進部 住区推進課、足立区生涯学習振興公社
内 容	足立区放課後子ども総合プラン（案）がまとまったので報告する。 1 計画の概要（詳細は、別紙報告資料 1 2 - 1 参照） （1）整備計画の目標 ①学童保育室については、学童保育の必要性が高い 4 年生までのニーズ量を確保目標とする。また、児童の安全確保等を考慮し、小学校内への整備を進める。 ②放課後子ども教室については、平成 2 2 年度に全校で実施し、それ以降は全校での全学年実施を目標としている。 （2）目標事業量 国は、学童保育と放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内（隣接を含む）にあって、共通のプログラムに参加できる型を「一体型」としている。また、学童保育が小学校外の場所において、共通プログラムに学童保育の児童が参加できる型を「連携型」としている。 ① 国の目標である小学校数の 1 / 2 実施を目指し、小学校の大規模改修や統合時に、校内学童保育室の設置を進める。 ②小学校内に学童保育室のある全小学校（平成 2 6 年度現在 3 0 校）において、一体型実施を進める。 ③小学校外の学童保育室も可能な範囲で連携型の実施を進める。 （3）一体型実施の具体策 ①放課後子ども教室への児童の参加・利用をさらに周知する。 ②学童保育室、放課後子ども教室の両事業の関係所管及び運営従事者等による連絡会等を定期的に開催し、情報共有や協議等を進める。 ③全校の放課後子ども教室事業において、学習、文化・スポーツ体験、交流活動の体験プログラムの実施を拡大する。 2 今後の予定 （1）平成 2 8 年 1 月にパブリックコメントを実施予定。 （2）教育委員会、区議会、地域保健福祉推進協議会への報告を経て、平成 2 8 年 3 月に策定予定。 （3）「足立区子ども・子育て支援事業計画」の改定時に合わせ当該計画の中に本プランを位置付ける。

足立区放課後子ども総合プラン(案)

平成 27 年 1 2 月現在

1 趣旨・目的

文部科学省と厚生労働省は平成 26 年 7 月に、共働き家庭等の「小 1 の壁」(※ 1) を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※ 2)を中心とした放課後児童健全育成事業(足立区では「学童保育」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(足立区では「あだち放課後子ども教室」という。)の計画的な整備を進めることとし、各地方自治体に「放課後子ども総合プラン」についての通知を出した。次いで平成 26 年 11 月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が告示された。

これを受けて、平成 31 年度までの学童保育室と放課後子ども教室の整備計画について、一体型を中心とした放課後子ども教室と学童保育室の設置目標などについて具体的な方策を示した、足立区放課後子ども総合プランを下記のとおり定める。なお本計画は平成 28 年度以降は次世代育成支援対策推進法に基づく計画(子ども・子育て支援事業計画に含む)の中に位置付ける。

- ※ 1 小 1 の壁：子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育に希望どおり入室できなかったり、保育時間が保育園よりも短いために、働き方を見直さなければならない問題。
- ※ 2 一体型：学童保育とあだち放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内(隣接含む)等において、両方の児童が放課後子ども教室の実施する体験プログラムに共に参加できるよう連携がとられること。

2 整備計画(計画期間 平成 27 年度～31 年度)

(1) 学童保育の目標事業量

- ① 平成 26 年度までの足立区内の学童保育室の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	保育室数	利用定員	入室者数
学童保育室	106 室	4,210 人	3,851 人

- ② 学童保育室におけるニーズ量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

ア 現状

現状は、小学校 2 年生までの児童については、申請者のほとんどが入室できている。また、一日子どもだけで過ごすことになる夏休みが終わると 3 年生以上の退室児童が増えるなど、児童の成長などにより学年が上がるにつれて申請数が減少している。

イ 整備方針

- 学童保育の利用対象は小学校 1～6 年生とするが、学童保育の必要性が高い 4 年生までのニーズ量を学童保育での確保目標とする。
- 5・6 年生は学習塾や習い事などに通う児童が多く、学童保育よりも自由度の高い児童館がニーズに即していると考え、児童館機能の強化を図る。
- 学童保育室を新規に整備する際には、児童の安全確保や放課後子ども教室との連携などの面において望ましいため、小学校内への整備を検討する。

③ 量の見込みと確保方策の整備計画（平成27年度～31年度）

【単位：人】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (※3)	低学年	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
	高学年	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702
	合計 A	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934
確保方策	年度中整備					
	①年度当初定員	4,210	4,465	4,625	4,625	4,705
	②定数見直し・増室	255	160	0	80	0
	合計 (①+②)	4,465	4,625	4,625	4,705	4,705
	その他					
	③定数弾力化運用(※4)	325	333	333	341	341
	児童館 特例利用 (※5)	④5・6年	707	640	645	672
		⑤1～4年	381	297	312	271

※確保方策の数値は、入室申請状況や人口推計等により見直す。

※3 量の見込み：平成25年12月実施のニーズ調査結果をもとに算定した。

※4 定数弾力化運用：定員の1割増までは受け入れる運用。

※5 児童館特例利用：小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

ア 学童保育ニーズの補完策として、土曜日や夏休みなど学校休業日の児童館開館時間について見直しを図り、平成27年度より午前9時開館とした。

イ 保護者が児童の居場所を確認できるように、学童保育需要の多い地域などの児童館に入退館管理システムの整備を行う。

(2) あだち放課後子ども教室の目標事業量

平成22年度に全校での実施となり、その後も開催日数及び参加児童数が着実に増加している。今後は全校全学年実施を目指すとともに、体験プログラム(※6)の充実を目指す。

① 平成26年度までの放課後子ども教室実施状況（平成26年度末現在）

区分 年度	全学年 実施校数	開催日数 (1校当り)	登録児童 数(人)	在籍児童 数(人)	参加児童 数(人)	週5日 開催校数	図書室 開催校数
22	41校	105日	19,785	32,343	410,673	24校	22校
23	43校	130日	21,035	31,902	492,536	28校	66校
24	44校	148日	22,835	31,462	590,073	48校	69校
25	48校	165日	24,203	31,264	630,015	68校	70校
26	51校	171日	25,150	31,145	700,063	69校	70校

《参考》

平成22年度：全校での実施達成

平成26年度：週5日開催(98%達成)

※6 体験プログラム：放課後子ども教室において自由遊び・学習のほか、意図的・計画的に宿題や読書などの学習活動、工作や将棋などの文化活動、サッカーなどのスポーツ活動を取り入れ、活動を支援するもの。(4)③で後述する。

② 学年及び開催日拡大目標値（各年度末の見込み数／26年度は実績数）

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30・31 年度
学校数	70 校	69 校	69 校	69 校	
全学年 実施校数	51 校	55 校	60 校	63 校	施設ごとの環境整備に合 わせ全校実施を目指す。
平均開催日数	171 日	171 日	173 日	175 日	

《参考》

平成26年度末現在：1年生～3年生未実施1校
1年生～2年生未実施9校
1年生未実施9校

(3) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量

国は、平成31年度までに、全小学校（約2万か所）で一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型での実施を目指すこととしている。これにあわせ、区の目標事業量についての考え方は次のとおりとする。

- ① 小学校の大規模改修や統合時に小学校内への学童保育室の設置を促進し、全校のうち約半数（平成26年度末現在70校中30校）での設置を目指す。
- ② 小学校内に学童保育室のある全小学校において両事業の一体型での実施を目指す。
- ③ 住区センター内学童保育室など小学校外の学童保育室も、可能な範囲で連携型（※7）の放課後子ども総合プランの実施を検討していく。

※7 連携型：学童保育が小学校外の場所にあるが、放課後子ども教室が実施する体験プログラムに、学童保育室の児童が参加できるもの。

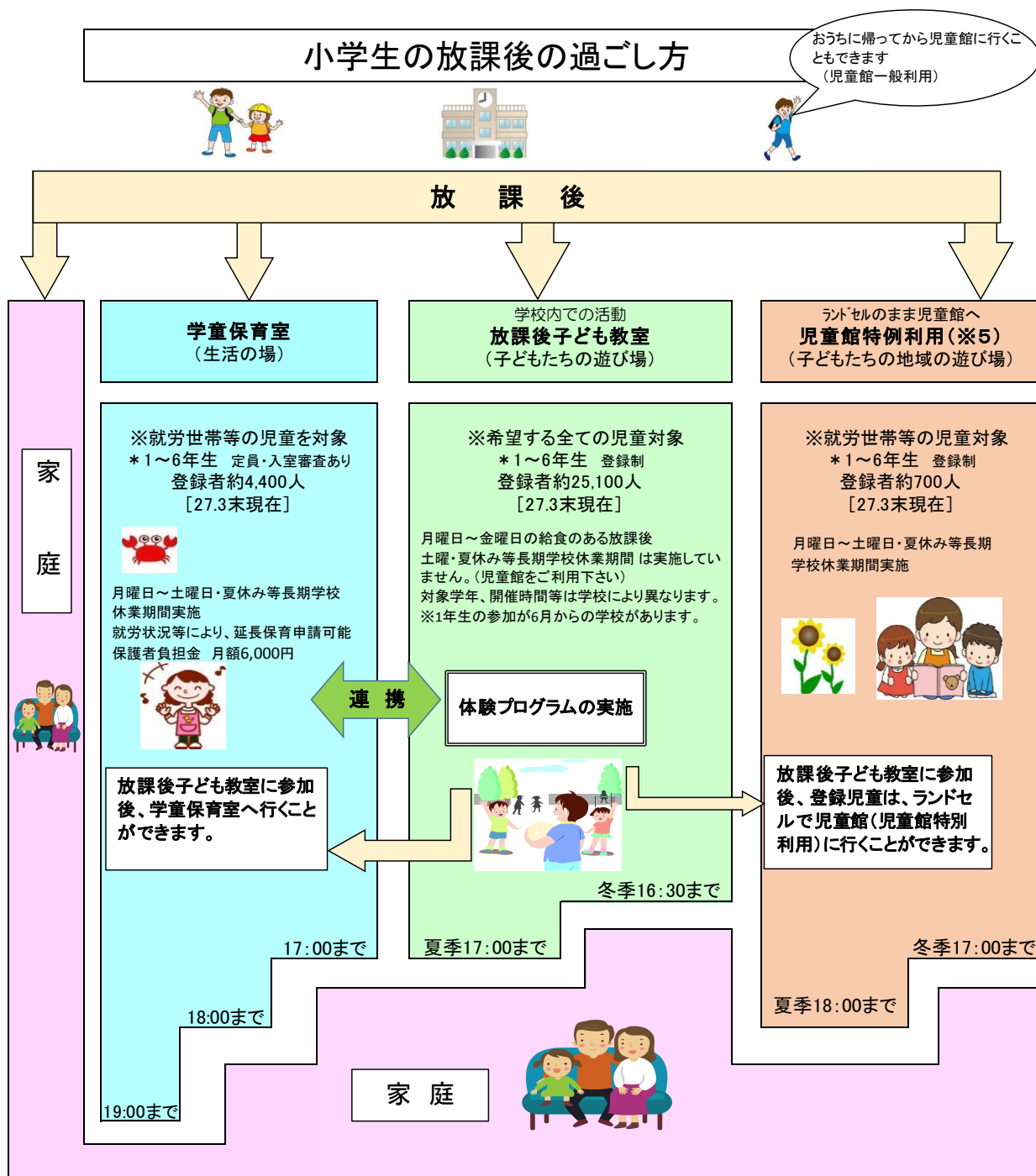
(4) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量を達成するための具体的方策

- ① 児童の参加・利用および周知について
 - ア 学童保育室の児童があだち放課後子ども教室に参加できるものとして受け入れ態勢を整えるとともに、保護者向け利用案内等により周知する。
- ② 情報連絡会等について
 - ア 両事業の担当課および公益財団法人足立区生涯学習振興公社の職員は、定期的に連絡会を開催し、必要な情報の共有、協議等を行う。
 - イ あだち放課後子ども教室のスタッフ・学校関係者・学童保育室従事者は定期的に会議に出席し、情報共有や意見交換等を行う。
- ③ 体験プログラムの充実について
 - ア 放課後子ども教室の中で体験プログラムを実施することで、「家庭学習の補完と学習習慣の定着（学習活動）」「興味関心・意欲の醸成、体力の向上（文化・スポーツ活動）」「規範意識やコミュニケーション能力の向上（交流）」などが期待できる。
 - イ 各校の放課後子ども教室において、実行委員会等の地域住民の協力、足立区生涯学習振興公社による人材育成事業、企業・NPOとの連携、ボランティアセンターやあだち皆援隊等の人材の活用等により、全校における体験プログラムの導入とさらなる充実を目指す。

(5) 学童保育の開所時間の延長について

特別延長保育ニーズの高い地域で25か所程度整備することを目指す（平成26年度末現在21か所）。なお、実施場所については、特別延長保育の需要数など地域状況を分析しながら検討していく。

※足立区児童の放課後の居場所イメージ



※夏休み等の長期学校休業日、土曜日の「放課後子ども教室」を実施していない日は、児童館などの既存施設の利用を促し、児童の多様な居場所を確保する。

※5(再掲) 児童館特例利用: 小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	平成 28 年 4 月入所に向けた保育施設利用申込の受付について												
所 管 部 課	子ども家庭部子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課												
内 容	認可保育所、認定こども園（長時間）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施した。 1 利用申込受付期間及び受付場所 （1）受付期間 平成 27 年 11 月 17 日（火）から 12 月 1 日（火）まで ※ 但し、11 月 23 日（祝）を除く （2）受付場所 区役所特設会場、足立福祉事務所各福祉課、区立・私立認可保育所、区立認定こども園 ※ 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時まで （3）利用申込案内の配布場所 ① 子ども・子育て支援課入園事務係（区役所南館 3 階） ② 足立福祉事務所福祉課（千住・東部・西部・北部） ③ 区立・私立認可保育所、区立認定こども園 ※ 10 月 26 日（月）から利用申込案内を配布。①②は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、③は保育施設の開園時刻から閉園時刻まで。 2 利用申込対象施設 （1）区立・私立認可保育所 （2）区立・私立認定こども園（長時間保育） （3）地域型保育（家庭的保育・小規模保育） 3 スケジュール <table border="0"> <tr> <td>平成 27 年 10 月 26 日（月）</td><td>保育施設利用申込案内の配布開始</td></tr> <tr> <td>11 月上旬</td><td>施設・年齢毎の募集人数公開</td></tr> <tr> <td>11 月 17 日（火）</td><td>利用申込受付開始</td></tr> <tr> <td>12 月 1 日（火）</td><td>利用申込受付締切</td></tr> <tr> <td>12 月～</td><td>利用調整</td></tr> <tr> <td>平成 28 年 2 月上旬</td><td>利用調整結果の通知・連絡</td></tr> </table> 4 保育の必要性の認定 各世帯における保育の必要性の認定は、利用申込と同時に受付を行う。	平成 27 年 10 月 26 日（月）	保育施設利用申込案内の配布開始	11 月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開	11 月 17 日（火）	利用申込受付開始	12 月 1 日（火）	利用申込受付締切	12 月～	利用調整	平成 28 年 2 月上旬	利用調整結果の通知・連絡
平成 27 年 10 月 26 日（月）	保育施設利用申込案内の配布開始												
11 月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開												
11 月 17 日（火）	利用申込受付開始												
12 月 1 日（火）	利用申込受付締切												
12 月～	利用調整												
平成 28 年 2 月上旬	利用調整結果の通知・連絡												

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表の一部改正について（調整指数の加算対象者の変更）				
所 管 部 課	子ども家庭部子ども・子育て支援課				
内 容	足立区保育施設等の利用調整実施要綱の別表（第 3 条関係）調整指数表の一部について、以下のとおり改正する。 1 改正内容 （別紙、情報連絡 2－1 参照） 指数番号 18 「青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4 月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）」について、世帯の児童全員に 4 点加算しているものを、対象児童個人にのみ 4 点加算することとする。				
	番号	内容	条件	指数	対象者
					改正前 改正後
	18	加算	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4 月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4	世帯 児童個人
2 改正理由 指数番号 18 は、家庭的保育（保育ママ）・小規模保育等、就学までの保育を実施していない施設に児童を預ける保護者の負担軽減を図るために設けている加算項目である。 現在の指数加算では、対象児童と同じ世帯であれば年齢上限による卒園を求められていない児童にも加算される。このことを解消するため、今回の改正を行う。 3 実施年月 平成 28 年 4 月利用申請分から適用する。					

別表（第3条関係） 調整指数表（抜粋）

改正前					改正後				
項目		番号	条件	指数	項目		番号	条件	指数
加算 指数	個人	1～3 略			加算 指数	個人	1～3 略		
	世帯	4～17 略				世帯	4～17 略		
	<u>世帯</u>	18	青井おひさま保育園・コンビプラザ東 和三丁目保育園・家庭的保育（保育マ マ）・小規模保育の在籍児で、年齢上 限による卒園により、4月から新たに 利用を希望する場合（連携施設が設定 されている場合を除く）	4		<u>児童 個人</u>	18	青井おひさま保育園・コンビプラザ東 和三丁目保育園・家庭的保育（保育マ マ）・小規模保育の在籍児で、年齢上 限による卒園により、4月から新たに 利用を希望する場合（連携施設が設定 されている場合を除く）	4
	主た る保 育者	19～21 略				主た る保 育者	19～21 略		
減算 指数		22 略			減算 指数		22 略		
	世帯	23～26 略				世帯	23～26 略		
その他		27 略			その他		27 略		

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	足立区保育施設等の利用の調整に関する規則の一部改正について（利用調整対象施設の追加）
所 管 部 課	子ども家庭部子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	1 改正の理由 平成 28 年度より足立区が認定する家庭的保育者（足立区認定保育ママ）の事業の開始に伴い、下記のとおり改正する。 2 主な内容 区が利用調整を行う保育施設等に、新たに足立区認定保育ママを加える。 3 施行年月日 平成 28 年 1 月 1 日

足立区保育施設等の利用の調整に関する規則新旧対照表

現行	改正案
○足立区保育施設等の利用の調整に関する規則 第1条 (略) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) 保育施設等 保育施設及び保育事業をいう。 第3条～第4条 (略) (利用の申込み) 第5条 保育施設等の利用を希望する保護者は、保育施設等の利用申込書を<u>足立区教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に提出しなければならない。 第7条～第15条 (略)	○足立区保育施設等の利用の調整に関する規則 第1条 (略) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) <u>(10) その他の事業 保育施設における保育及び保育事業に当たらない事業のうち、足立区教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が利用調整を行う必要があると認める事業をいう。</u> <u>(11) 保育施設等 保育施設及び保育事業並びにその他の事業をいう。</u> 第3条～第4条 (略) (利用の申込み) 第5条 保育施設等の利用を希望する保護者は、保育施設等の利用申込書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 第7条～第15条 (略) <u>付 則</u> <u>この規則は、平成28年1月1日から施行する。</u>

平成27年度 第2回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成27年12月15日

件名	保育コンシェルジュについて										
所管部課	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課 子ども・子育て支援課										
内 容	10月1日より開始した保育コンシェルジュについて、12月1日（平成28年4月分保育施設申込締切日）までの利用状況を報告する。										
	1 目的 保育を必要とする区民の方の個々のニーズや生活状況に最も適したサービスや空き施設の提供や相談に応じる体制を強化し、利用者へのサービスアップとともに、待機児童の解消を図る。										
	2 人員 派遣職員3名										
	3 利用件数一覧										
	会 場		申込案内 配布前		申込案内 配布後		入所申込 受付期間		10/1～ 12/1 の合計		1 回当り 平均件数
			10/1～ 10/25		10/26～ 11/16		11/17～ 12/1				
			回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	
	区役所特設会場		16	188	15	247	12	61	43	496	11.5
	出張 相談	子育てサロン	19	128	17	125	-	-	36	253	7.0
		保健総合センター	7	69	3	18	-	-	10	87	8.7
足立福祉事務所福祉課		-	-	-	-	32	251	32	251	7.8	
※イベントなど		1	7	1	3	1	4	3	14	4.7	
合 計		43	392	36	393	45	316	124	1101	8.8	
※ふれあいキッズデー（10月18日：本庁舎アトリウム） 潜在保育士向け講座（11月5日：エル・ソフィア） オレンジリボンママフェスタ（11月19日：シアター1010）											

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	児童虐待防止推進月間の事業実施結果について
所 管 部 課	子ども家庭部 こども支援担当課
内 容	平成 27 年度の児童虐待防止月間における啓発事業を実施したので報告する。 1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン i n あだち 2015」 (1) 日 時 10 月 31 日 (土) 午後 2 時～3 時 (2) 実施場所 北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚・五反野・梅島の各駅 (3) 内 容 駅頭にて、児童虐待予防のチラシとオレンジリボン約 6000 部を配布し、児童虐待防止の普及啓発を行った。 (4) 参 加 者 民生・児童委員、PTA など 142 名 2 養育家庭 PR パネル展示 (1) 日 時 11 月 11 日 (水) ～ 11 月 17 日 (火) (2) 会 場 足立区役所アトリウム (3) 目 的 里親など養育家庭の登録を促進するため、本庁舎 1 階アトリウムにて、養育家庭制度を周知するためパネル展示を行った。 (4) 対 象 者 一般区民 3 養育家庭体験発表会 (1) 日 時 11 月 15 日 (日) 午後 2 ～ 4 時 (2) 会 場 こども家庭支援センターげんき 5 階研修室 3 (3) 目 的 養育家庭制度を促進するため、里親になっている方が里親の体験を発表した。 (4) 参 加 者 養育家庭制度に関心がある区民 51 名 4 児童虐待防止講演会 (1) 日 時 11 月 24 日 (火) 午前 10 時～正午 (2) 会 場 こども家庭支援センターげんき 5 階研修室 3 (3) 内 容 「叱らなくても子どもは伸びる～目から鱗の子育てと家庭教育～」 講師：親野^{おやの}智可^{ちか}等氏 (教育評論家) (4) 参 加 者 一般区民 60 名

平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	切れ目のない産前産後支援事業の充実について（あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト「ASMAP」）
所 管 部 課	足立保健所保健予防課、こども支援担当課
内 容	「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」（ASMAP）として、以下のとおり各事業の充実を検討する。また、子ども家庭部との連携により、妊娠期から切れ目のない支援を行うためのしくみづくりを構築していく。 「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」（ASMAP） 妊娠期から産前産後期の母子保健の充実を図り、育児困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みを総称して「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」（ASMAP）と呼ぶ。全体イメージは「別紙、情報連絡 6-1」を参照。 具体的な検討内容については以下のとおり。 1 支援計画の作成 妊娠届出時のアンケート等の内容から支援を要する妊婦を把握し、具体的な支援策を盛り込んだ「支援計画」を作成し、関係機関と連携、協力するための基盤とする。 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実 赤ちゃん訪問時に、支援が必要と判断された家庭に対して、助産師による複数回の訪問を実施することによる継続的な支援 3 乳幼児健診未受診者への勧奨強化 3～4 か月健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診の未受診者に対しては、電話や手紙で勧奨等を行い、状況確認できないものに訪問を行っている。このうち、緊急性の高い 3～4 か月児健診以外の幼児健診の未受診者に対する委託による訪問勧奨を実施 4 妊婦健康診査事業 多胎児の妊婦に対する、妊婦健康診査の費用助成 5 予防接種事業 出産による里帰り中に乳幼児の定期予防接種を行った場合に、接種費用助成 6 きかせて子育て訪問事業 【こども支援担当課所管】 児童虐待の未然防止を目的に、出産や育児に不安のある孤立した親にボランティアを派遣し、傾聴等を行う家庭訪問事業を行う。 (1) 対象者 妊婦と小学校入学前までの子育てをしている保護者 (2) 支援内容 研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴等を行う。 (3) 事業形態 事業者がボランティアを募り、希望する対象者とのコーディネート、支援評価等を行う。 7 今後の方針 妊娠届出時や赤ちゃん訪問事業等を契機として、切れ目ない支援を行うとともに、児童虐待や疾病の恐れがある場合は、速やかに専門相談につなぐなど関係機関と連携しながら事業展開をしていく。

あだち スマイル ママ&エンジェル プロジェクト A S M A P

情報連絡6-1

母子保健コーディネーターが妊娠期から切れ目ない支援を実現し、母子ともに健やかに笑顔で暮らせるあだちを目指す

気づく

妊娠届出書の内容等から支援を要する妊婦を把握

気づきのしくみづくり

- ・母子保健コーディネーターや地区担当保健師が妊娠届出時の届出内容を確認し、妊娠中の身体管理や出産、産後の育児困難、生活困難が予想される妊婦を把握する。
- ・医療機関が身体管理や育児困難、生活困難が予想される妊婦を診察した際に、保健総合センターに情報提供してもらう仕組みを構築する。

相談・支援

面接・訪問を実施し、個別の状況に合わせた、支援計画を作成

支援レベルの確認及び支援

- A: 妊娠届出内容で状況確認
→ 継続支援必要なしと判断
 - B: 電話等での状況確認
→ 継続支援必要なしと判断
 - C: 電話及び訪問での状況確認
→ 継続支援必要ありと判断→ 支援計画作成 *
 - D: 妊娠届出内容で特定妊婦を把握
→ 継続支援が必要と判断→ 支援計画作成 *
- * CとDの対象者には、支援計画に基づく訪問等の支援を実施

つなぐ

支援計画に基づき、関係機関と連携協力し、早期に適切な対応

連携体制の構築

- ・こども支援担当課、こども支援センターげんき、福祉事務所、就労支援課、医療機関、保育施設や子育て支援NPO等の関係機関と連携した早期の対応で、育児困難状態を未然に防ぐ。

【連携事例】

- こども支援担当課、こども支援センターげんきと支援対象者の情報共有
- 福祉事務所に保護申請の同行
- あだち子育て応援隊事業等の紹介
- 保育施設入所手続き説明
- 医療機関とのカンファレンス など

支える・見守る

保健師等が、母子保健事業の様々な機会を捉え、支援対象者の育児や生活状況を確認し、支援・見守りを継続

支援状況の確認

- ・保健師等が母親・両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、健やか親子相談などの機会を捉えて、支援対象妊産婦やその子どもの育児や生活状況を確認し、支援・見守りを継続する。
- ・新たに支援が必要な妊産婦や子どもを早期に把握し、関係機関と連携して、支援を実施する。

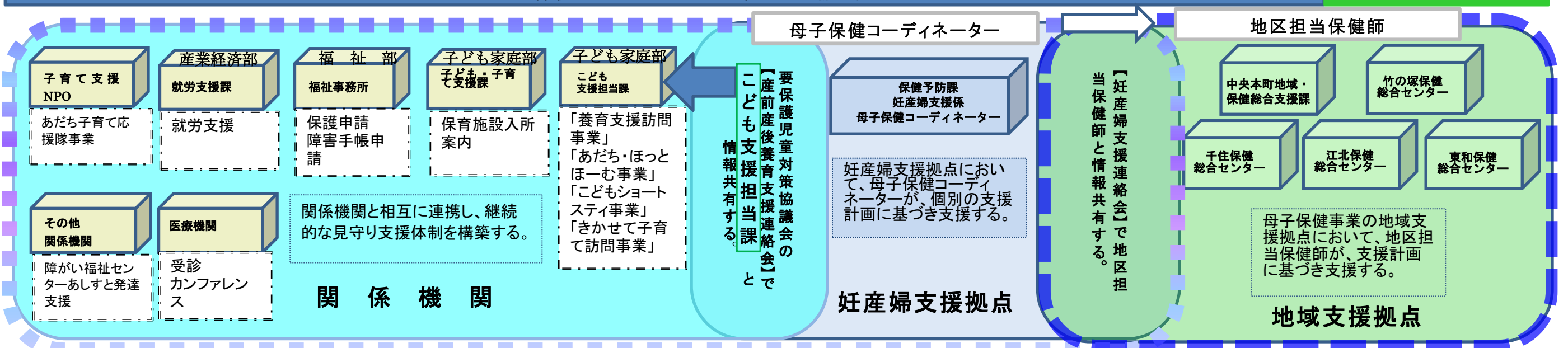
母子保健コーディネーター、地区担当保健師及び関係機関等が様々な機会に、支援対象者と顔を合わせて声をかけ、必要な時にいつでも支援できるネットワークを構築

妊娠中

出産後

母子保健コーディネーターを中心に支援を実施

地区担当保健師へ支援を引き継ぐ



平成 27 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 27 年 12 月 15 日

件 名	平成 26 年度「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施状況について																			
所 管 部 課	足立保健所保健予防課																			
内 容	健やかな子どもの成長発達を支援し安心して子育てができる環境づくりをめざして、委託訪問指導員及び区保健師が新生児、乳児訪問をした。以下、平成 26 年度の実績を報告する。																			
	1 こんにちは赤ちゃん訪問実績																			
	<table><tr><th rowspan="2">年 度</th><th>訪問連絡票 届出(希望) 件数</th><th>訪問件数</th><th>訪問率</th></tr><tr><th>(A)</th><th>(B)</th><th>(B / A)</th></tr><tr><td>24</td><td>4,767件</td><td>4,455件</td><td>93.5%</td></tr><tr><td>25</td><td>4,580件</td><td>4,554件</td><td>99.4%</td></tr><tr><td>26</td><td>4,845件</td><td>4,806件</td><td>99.2%</td></tr></table>	年 度	訪問連絡票 届出(希望) 件数	訪問件数	訪問率	(A)	(B)	(B / A)	24	4,767件	4,455件	93.5%	25	4,580件	4,554件	99.4%	26	4,845件	4,806件	99.2%
	年 度		訪問連絡票 届出(希望) 件数	訪問件数	訪問率															
		(A)	(B)	(B / A)																
24	4,767件	4,455件	93.5%																	
25	4,580件	4,554件	99.4%																	
26	4,845件	4,806件	99.2%																	
(平成 27 年 9 月 3 日現在の実績)																				
2 訪問できなかった家庭への対応																				